

令和3年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年8月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 田中 陽介	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 長谷川崇朗	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	会計管理者	遠藤 美穂子
広報秘書課長	辻 昭典	総務課長	井狩 勝
代表監査委員	久松 信治	監査委員事務局長	左橋 文男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
------	-------	-------	--------

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 59 号から議第 85 号まで一括上程

(令和 2 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 26 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

市長提出議案

議第 59 号 令和 2 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 60 号 令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議第 61 号 令和 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

議第 62 号 令和 2 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

議第 63 号 令和 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

議第 64 号 令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

議第 65 号 令和 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議第 66 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第 67 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について

議第 68 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計決算の認定について

議第 69 号 令和 3 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)

議第 70 号 令和 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第 7 1 号 令和 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 2 号 令和 3 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 3 号 令和 3 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 4 号 令和 3 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 5 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 7 6 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 7 7 号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議第 7 8 号 野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例
- 議第 7 9 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 8 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）
- 議第 8 1 号 市道路線の認定について
- 議第 8 2 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 3 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 4 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 5 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（東郷克己君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染が私たちの身近に迫っております。市長をはじめ執行部の皆様、そして議員各位におかれましては、従前にも増してコロナ感染防止及び健康維持管理にご留意いただき、充実した議会運営、審議となってまいりますことをお願いいたします。

ただいまから令和 3 年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第30期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第31期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が、さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が、それぞれ市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認お願いいたします。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、北村五十鈴議員、第17番、荒川泰宏議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの25日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(東郷克己君) 日程第3、議第59号から議第85号まで、令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他26件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) 皆様、おはようございます。

朗読いたします。

議第59号令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、他、決算認定9件。

議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第4号)、他、補正予算6件。

議第76号野洲市税条例の一部を改正する条例、他、条例改正3件。

議第80号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）、他、その他の案件4件。

議第85号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上です。

○議長（東郷克己君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、令和2年度決算の認定10件、補正予算7件、条例の改正4件、その他5件、人事案件1件の合計27件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第59号から議第68号までの令和2年度各会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議第59号野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は294億8,657万416円、歳出決算額は286億4,762万2,006円で、歳入歳出差引額は8億3,894万8,410円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の5,279万2,000円を控除した実質収支額は7億8,615万6,410円となりました。

令和2年度一般会計決算の特徴を申し上げますと、歳入のうち、市税では、法人市民税が落ち込んだものの、固定資産税が増収となり、市税全体で前年度より増収となりました。

また、普通交付税では、臨時財政対策債を含んだ額について前年度より増額となりました。分担金負担金と使用料手数料については、令和元年10月から保育無償化の影響により減額となりました。そのほか、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に伴う国庫支出金、余熱利用施設整備事業や小中学校の整備等の起債等により、前年度比で約65億6,815万円の増加となりました。

歳出では、「住んでよかったまち」を実現するための施策として、中主小学校旧館改築及び大規模改修等工事、野洲北中学校大規模改修等工事、固定系防災行政無線の更新、及び余熱利用施設整備運営事業委託費等の、地域の課題やニーズに合ったきめ細やかな施策や、

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策としての特別定額給付金事業を推進してきたところです。決算総額としては、前年度比で約65億6,534万円の増額となりました。

次に、議第60号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は48億1,676万9,146円、歳出決算額は47億3,689万9,378円で、歳入歳出差引額は7,986万9,768円となりました。

なお、決算剰余金のうち、2,854万円については、令和3年度に繰り越して滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金、災害臨時特例補助金返還金の相当額となっております。

次に、議第61号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は6億5,365万5,868円、歳出決算額は6億3,644万7,453円で、歳入歳出差引額は1,720万8,415円となりました。

なお、決算剰余金のうち、1,452万5,000円につきましては、令和3年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっております。

次に、議第62号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は42億9,842万7,480円、歳出決算額は41億2,121万1,560円で、歳入歳出差引額は1億7,721万5,920円となりました。

なお、決算剰余金のうち、7,050万4,000円については、国庫支出金負担金等の精算及び一般会計への繰り出しによる返還予定額となっております。

次に、議第63号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は3,818万3,327円、歳出決算額は3,138万2,727円で、歳入歳出差引額は680万600円となりました。

次に、議第64号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は1,822万8,250円、歳出決算額は1,769万7,647円で、歳入歳出差引額は53万603円となりました。

次に、議第65号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は7億4,430万965円、歳出決算額は7億4,427万2,870円で、歳入歳出差引額は2万8,095円となりました。

次に、議第66号野洲市水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が10億4,739万6,249円に対し、支出決算額が9億1,5

97万7,507円で、収支差引額は1億3,141万8,742円の黒字決算となりました。

令和2年度について、引き続き経営改善による支出を抑制したことが主な要因と見ております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が9億5,649万4,850円に対し、支出決算額が12億6,501万3,824円で、不足額の3億851万8,974円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をしたものです。

次に、議第67号野洲市下水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が18億472万1,157円に対し、支出決算額が16億2,449万3,576円で、収支差引額は1億8,022万7,581円の黒字決算となりました。

令和2年度については、農業集落排水処理施設の公共下水道統合により経費が大幅に減少したこと、及び地方公営企業法の適用により独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めたことが主な要因と見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が3億5,352万6,563円に対し、支出決算額が9億5,503万9,423円で、不足額の6億151万2,860円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をしたものです。

次に、議第68号野洲市病院事業会計決算につきましては、まず、収支的収入及び支出ですが、収入決算額が34億4,394万2,391円に対し、支出決算額が29億41万1,643円で、収支差引額は5億4,353万748円の黒字決算となりました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、国県補助金を活用しながら、堅実な経営に努めたことが主な要因と見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が3億765万6,000円に対し、支出決算額が3億1,681万7,040円で、不足額916万1,040円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしたものです。

以上、議第59号から議第68号までの令和2年度各会計決算の説明とさせていただきます。

次に、議第69号から議第75号までの令和3年度一般会計補正予算、特別会計補正予

算についてご説明申し上げます。

まず、議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに8億1,652万2,000円を増額するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費について、令和2年度一般会計決算剰余金を、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1以上、財政調整基金に積み立てるため、4億円を増額します。企画調査推進費については、駅前整備事業を推進するための委託料として495万円の追加を、税務管理費について、市税還付金1,740万円を増額します。

民生費では、生活困窮者支援事業費について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活支援緊急給付金として660万円を、児童対策推進事業費について、子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う国庫支出金の返還金2,054万4,000円を追加します。

衛生費では、保健事業費について、健診結果の利活用に向けたシステム改修に伴う委託料451万円を追加します。

農林水産業費では、農業振興対策事業費について、経営を継承した農業後継者を対象に経営継承・発展等支援事業補助金300万円を追加します。

商工費では、商工振興費について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けている市内小規模事業者の家賃等を支援する小規模事業者家賃臨時支援金として2,500万円を、飲食店の事業継続を支援するため、感染予防対策を実施している店舗に対し安心・安全店舗認証飲食店支援金として1,400万円を追加します。

土木費では、道路維持工事費について、準用河川友川に転落防護柵を設置するため、工事請負費260万3,000円を増額します。

教育費では、図書館費について、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式に重要とされている読書を支援するため、図書購入費用として1,000万円を増額します。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方交付税については、普通交付税の算定結果に基づいて、3億8,483万7,000円を増額します。

国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,689万1,000円を増額します。

繰入金については、公共施設等整備基金繰入金の取りやめにより1億円の減額を、令和2年度の特別会計への繰出金額の確定により、精算額として国民健康保険事業特別会計か

ら898万1,000円、介護保険事業特別会計から4,900万7,000円の繰り入れを追加します。

市債については、普通交付税の算定結果に基づく臨時財政対策債の発行額について、7,745万8,000円を増額し、特別減収対策債の借り入れをやめたことにより、1億4,000万円を減額します。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として、4億8,055万円を増額します。

次に、議第70号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに7,852万円を追加するものです。

補正の主な内容としましては、歳入では、令和2年度の決算剰余金のうち、5,187万9,000円を追加するほか、令和2年度滋賀県国保保険給付費等交付金の精算に伴う国保連合会からの返還金2,489万3,000円、令和2年度特別交付金（特定健康診事業分）の事業実績に基づく追加交付113万3,000円を追加するものです。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応として、令和2年度国保税減免に対する財源支援として交付を受けていた災害臨時特例交付金の精算に伴う超過交付分の返還金165万7,000円、令和元年度及び令和2年度滋賀県国保保険給付費等精算に伴う普通交付金返還金2,688万3,000円を追加するとともに、令和2年度決算剰余金の2分の1相当額として4,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第71号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに1,452万5,000円を追加するものです。

主な補正の内容としましては、令和2年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和3年度納付金として支出するものです。

次に、議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに1億9,427万2,000円を増額するものです。

主な内容としましては、歳入では、令和2年度の介護給付費の確定に伴い、国庫支出金、県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金において追加交付見込額として2,132万2,000円を増額するほか、繰越金において令和2年度決算剰余金1億7,221万5,000円を増額するものです。

歳出では、令和2年度の地域支援事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するために、諸支出金において、返還金2,149万7,000円を増額し、一般会計への繰出金を4,900万7,000円増額するものです。

また、基金積立金においては、繰越金を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるため、1億2,376万8,000円を増額するものです。

次に、議第73号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに679万9,000円を増額するものです。

主な補正の内容としましては、令和2年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として679万9,000円を増額し、同額を墓地公園整備基金に積み立てるものです。

次に、議第74号令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに497万3,000円を減額するものです。

主な補正の内容としましては、地方債補正において地域開発事業借換債の新規発行に係る限度額を変更するもので、歳入については、新たに一般会計繰入金を計上し市債を減じ、歳出については、前年度の地域開発事業借換債が低利で借り入れできたことに伴い、長期債利子を減額するものです。

次に、議第75号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算第3条の収支的収入及び支出を1,795万1,000円増額し、予算第4条の資本的収入及び支出を1億3,000万円増額するものです。

本補正予算は、まず、収益的収支におきまして、市立野洲病院及びイオンタウン野洲を会場として、市が実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業に関し、市立野洲病院が市からの委託を受けて行う接種支援業務に係る委託金を収益的収支に計上し、接種支援に必要となる経費を収益的費用に計上するものです。

また、資本的収支におきましては、更新の必要が生じたCT装置及びナースコールシステムの整備に係る所要の経費を資本的支出に計上し、これに対し充当する企業債を資本的収入に計上するものです。

以上、議第69号から議第75号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議第76号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律が、令和3年5月10日、令和3年6月16日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、償却資産に係る固定資産税のうち、雨水貯留浸透施設や先端設備等に対する課税標準額の特例等について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

議第 77 号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年 3 月 30 日付で大津湖南都市計画の区域区分が都市計画決定されたことに伴い、課税区域として定めていた市街化調整区域の一部が市街化区域に編入されたことによる改正です。

あわせて、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことにより、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、条例第 2 条において、これまで市街化調整区域の地区計画区域として課税対象区域に定めていた「細流の郷」「小篠原台」「篠原駅前」「西河原字上ダイ地区」について市街化区域に編入されたことに伴い、同条第 1 号に含まれることとなったため、第 2 号から除外するものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第 78 号野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年 10 月 1 日からふるさと納税の取り組みを新たに開始するに当たり、寄附者に対し寄附金の使途（事業区分）をより分かりやすく明示及び追加するため、所要の改正を行うものです。

その主な内容は、第 2 条において寄附金の使途（事業区分）を明確にし、各事業の条文の末尾に寄附金の使途の分野が分かる名称を付け加えるとともに、新たに住環境の整備に係る寄附金の使途項目を追加するほか、軽微な文言修正を行うものです。

なお、本条例は令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

議第 79 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における開発行為に伴い帰属を受けていた公園を新たに野洲市地域ふれあい公園とするための改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第 80 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）についてご説明申し上げます。

こどもの家については、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているところですが、令和 4 年 3 月 31 日で期間が満了することから、全てのこどもの家

について、引き続き、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者とし、令和4年4月1日から5年間と定めて指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第81号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、開発行為により帰属を受けた公衆用道路などを含む6路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第82号令和2年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和2年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金2億3,031万9,772円のうち1億円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立てて、建設改良費に使用した2,803万4,119円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第83号令和2年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和2年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金3億8,137万7,138円のうち、1億円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立てて、企業債償還のために使用した2億円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第84号令和2年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和2年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金6億5,116万4,311円のうち、1億6,000万円を企業債償還に充てるため減債積立金に、6,600万円を将来の欠損に備えるため利益積立金に、1億円を建設改良費等の財源に充てるため建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第85号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、当市の人権擁護委員9名のうち、1名の人権擁護委員候補者を推薦するものです。

まず、現委員の森清章さんの任期が令和3年12月31日をもって満了することに伴い、

引き続き、森さんを推薦するものです。

森さんは、平成31年1月1日から人権擁護委員として1期3年ご活躍いただいております。

森さんは、温厚篤実な人物で、人権擁護委員として適任と考え、法務大臣へ人権擁護委員として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

なお、任期は令和4年1月1日からの3年間です。

以上、提案理由といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第59号から議第68号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より審査結果の報告を求めます。

監査委員。

○代表監査委員（久松信治君） 議員の皆様、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、令和2年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査しましたところ、決算並びに附属書類とも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認められました。

一般会計では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応などで昨年度と比較して決算額が大幅に伸びる中であって、市税において法人市民税が減少したものの、事業者の投資が堅調であったことから、固定資産税では約1億6,000万円の増収となり、市税全体では、前年度に比べ約1億2,300万円の増収となったこともあり、財政調整基金からの取り崩しも最小限に留められ、健全な財政運営に努められました。

その結果、一般会計を含め、全ての特別会計において実質収支は黒字決算となっており、順調な決算と言えます。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、前年度から0.2ポイントの増加の93.5%となっており、引き続き財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられます。今後、行財政改革の取り組みを継続的に進められる必要があると考えま

す。

こうしたことから、行財政運営に当たっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、財源の確保と適切な予算執行により、一層の経費削減に努められ、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、努力されることを期待しています。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査しました結果につきましては、ともに関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認めました。

水道事業会計では、収益を上げるために、特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進められるとともに、常に企業としての経済性を認識し、さらなる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営の推進により、市民に安心・安全・安定した水の供給に努められることを期待します。

下水道事業会計においては、不明水対策に積極的に努められるとともに、費用面で、管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれる上、企業債の多額の償還が残っているなどもあり、今後とも経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に取り組まれることを期待します。

病院事業会計においては、営業面で約5億2,700万円の純利益となったところですが、病院運営の効率性を示す病床稼働率については、新型コロナウイルス感染症入院患者受け入れに伴う休床対応の影響等もあり58.8%と、目標とする80%に届いていない状況となっています。さらに新型コロナウイルス感染症対策と病院を取り巻く環境は目まぐるしく変化していく中、当然のことながら、今後の病院事業の運営に当たっては、常に企業としての経済性を追求するとともに、これら変化に柔軟に対応できるよう工夫し、無駄を省き、さらなる経営努力に努められて、市民の地域医療を担う中核的医療拠点として市立野洲病院が運営されることを願うものです。

最後に、8月3日に実施いたしました令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について報告させていただきます。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は8.5%で、昨年度の9.0%より0.5ポイント減少し、早期健全化基準の25%を下回っており、可としました。

将来負担比率は66.3%で、昨年度の53.9%から12.4ポイント増加しましたが、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、可としました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地等整備事業特別会計とも資金不足は発生しておらず、可と認められました。

以上、令和2年度野洲市一般会計・各特別会計及び公営企業会計決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の「令和2年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどの議案説明の中で3か所訂正させていただきます。

議第59号のうち、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と申し上げるところを「感染症対策」というふうに申し上げました。申し訳ございません。「対応」でございます。

次に、議第68号及び議第75号のところで、「収益的収入及び支出」というところを「収支的収入及び支出」と申し上げてしまいました。訂正いたします。「収益的収入及び支出」でございます。

最後に、議第70号でございますが、「特定健康診査事業分」というところを「特定健康健診事業分」と申し上げてしまいました。「特定健康診査事業分」でございます。

以上、訂正させていただきます。

（日程第4）

○議長（東郷克己君） 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第59号から議第68号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定に

より、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、議第59号から議第68号までの議案の審査等を行うため、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午前 9時50分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第18番、立入三千男議員、副委員長に第8番、矢野隆行議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月25日から8月30日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。明8月25日から8月30日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 8 月 31 日は午前 9 時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前 10 時 31 分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年8月24日

野洲市議会議長                    東 郷 克 己

署 名 議 員                    北 村 五十鈴

署 名 議 員                    荒 川 泰 宏